

令和4年6月
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

令和4年5月23日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-----|-----------|--|---------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | | 会期決定について | |
| 第 3 | | 一般質問 | |
| 第 4 | 報告第 1号 | 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計） | 報 告 |
| 第 5 | 報告第 2号 | 継続費繰越しの報告について（一般会計） | |
| 第 6 | 報告第 5号 | 大竹市土地開発公社の経営状況について | 報 告 |
| 第 7 | 認 第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大竹市一般会計補正予算（第1号）） | 即 決 |
| 第 8 | 議案第31号 | 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第2号） | （一 括） 総務文教付託 生活環境付託 |
| 第 9 | 議案第32号 | 令和4年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号） | |
| 第10 | 報告第 3号 | 予算繰越しの報告について（水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計） | 報 告 （一 括） |
| 第11 | 報告第 4号 | 継続費繰越しの報告について（公共下水道事業会計） | |
| 第12 | 報告第 6号 | 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定） | 報 告 |
| 第13 | 認 第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて（大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例） | 即 決 |
| 第14 | 認 第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例） | 即 決 |
| 第15 | 令和4年請願第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願 | 総務文教付託 |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 1号から日程第 9 議案第32号（報告・説明・表決・付託）
- 日程第10 報告第 3号から日程第11 報告第 4号（報告）
- 日程第12 報告第 6号（報告）
- 日程第13 認 第 2号（説明・表決）
- 日程第14 認 第 3号（説明・表決）

○日程第15 令和4年請願第1号 (付託)

○出席議員 (15人)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 賀屋幸治 | 2番 | 藤川和弘 |
| 3番 | 原田孝徳 | 4番 | 小中真樹雄 |
| 5番 | 中川智之 | 6番 | 小田上尚典 |
| 7番 | 北地範久 | 8番 | 西村一啓 |
| 9番 | 和田芳弘 | 10番 | 網谷芳孝 |
| 11番 | 児玉朋也 | 12番 | 山崎年一 |
| 13番 | 日域 究 | 14番 | 細川雅子 |
| 15番 | 寺岡公章 | | |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

| | |
|-------------------|------|
| 市 長 | 入山欣郎 |
| 副 市 長 | 太田勲男 |
| 教 育 長 | 小西啓二 |
| 総 務 部 長 | 佐伯和規 |
| 市 民 生 活 部 長 | 中村一誠 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 三原尚美 |
| 建 設 部 長 | 山本茂広 |
| 上 下 水 道 局 長 | 古賀正則 |
| 消 防 長 | 小田明博 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | 柿本 剛 |
| 危 機 管 理 課 長 | 田中宏幸 |
| 企 画 財 政 課 長 | 三井佳和 |
| 産業振興課長併任農業委員会事務局長 | 前田新吾 |
| 福 祉 課 長 | 井上 剛 |
| 総 務 学 事 課 長 | 貞盛倫子 |

○出席した事務局職員

| | |
|-------------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 三 上 健 |
| 議 事 係 長 | 北 修 治 |

会期決定について

令和4年6月大竹市議会定例会（第3回）の会期を、次のとおり定める。

令和4年5月23日提出

大竹市議会議長 賀屋 幸治

自 令和4年5月23日

16日間

至 令和4年6月 7日

会期日程表

| 期 日 | | 会 議 | | 付 記 |
|-------|---|-----|--------------------------|--|
| 月 日 | 曜 | 本会議 | 委 員 会 | |
| 5. 23 | 月 | 本会議 | | <ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・請願上程（付託） ・散会 |
| 24 | 火 | 予備日 | 生活環境委員会 | 付託案件審査 |
| 25 | 水 | 休 会 | | |
| 26 | 木 | | | |
| 27 | 金 | | | |
| 28 | 土 | | | |
| 29 | 日 | | | |
| 30 | 月 | | | |
| 31 | 火 | 本会議 | | ・一般議案委員長報告（表決） |
| | | | 総務文教委員会 | 付託案件審査 |
| 6. 1 | 水 | 休 会 | 基地周辺対策特別委員会 議会改革特別委員会 | 10時～ |
| 2 | 木 | | | |
| 3 | 金 | | | |
| 4 | 土 | | | |
| 5 | 日 | | | |
| 6 | 月 | | | |
| 7 | 火 | 本会議 | | <ul style="list-style-type: none"> ・一般議案委員長報告（表決） ・請願委員長報告（表決） ・閉会 |

令和4年6月大竹市議会定例会(第3回)

一般質問通告表

1

13番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

学校へのタブレット導入は、まさに公教育にDX（デジタルトランスフォーメーション）を持ち込むものです。今のやり方では日本が沈没しませんか

学習指導要領は、学校で教えるべき内容を定めたものです。それを教えることを義務づけていますが、生徒が理解していなくてもみんなそろって進級するのがルールです。生徒の学力はチェックしません。学年が上がるごとに学力差が生じ、義務教育を終わってみれば大きな差になっています。その状況を解決する可能性を秘めているのがタブレット。先生が教壇で一斉授業をするという旧来のスタイルを可能な限りやめて、生徒は各自タブレットで、自分に合ったペースで勉強する形にしましょう。その結果、先生も楽になります。

松ヶ原小学校はどこにありますか

松ヶ原小学校は大野町の民有林を買収し、そこに大竹市立松ヶ原小学校を新築移転させました。廃校になった後、校舎を民間に貸して有効活用されていますが、その施設に対する行政権限は大竹市にあるのでしょうか。それとも廿日市市でしょうか。大竹市の危機管理課が福祉施設の危機管理を担当しているのを知って驚いたのが質問のきっかけです。3月議会に続いて質問します。

2

4番 小 中 真樹雄 議員

質問方式：一問一答

部活の「地域移行」について問う

新聞報道によると、スポーツ庁は4月26日、公立中学校の休日部活動を民間団体に委ねる「地域移行」を2023年度から25年度の3年間で進める提言案を示しました。4月2日付の毎日新聞オピニオン面では、文科省は先生の負担が重すぎるのと少子化で学校単位の活動が難しくなっていることから部活の民営化を目指しているのでは、とあります。そこで、部活動の現状と将来展望について尋ねたいと思います。

福井県の公立学校の教諭である江沢隆輔さんの「先生も大変なんです」によると、小学校教師の3分の1以上、中学校教師の2分の1以上が長時間の時間外勤務で過労死ラインに達していると指摘。中学の時間外勤務の多くを「部活動顧問」が占めるとも述べています。

文科省は小学校での外国語指導やIT教育などさまざまな新機軸を打ち出しますが、業務を減らすことは考えてきませんでした。スクラップアンドビルドではなく、ビルドアンドビルドの状態が続き教員の疲弊がきわまったことに多少なりとも気づいたのでしょうか。その中で部活の位置づけを見直し「地域移行」を志向することになったのでしょうか。

まず、部活の現状について伺います。教育委員会では、部活がどれだけ教員の負担に

なっているかについて把握していますか。部活は希望するしないにかかわらず、全員がいずれかの部の顧問になるようになっていきますか。

教員の経験競技と担当する部活動の競技・活動が異なる部活ミスマッチについてはどのように認識していますか。スポーツ庁と文化庁が策定した、「部活動は平日2時間、休日3時間を限度とし、平日1日・土日いずれか1日を休養日とするように」とのガイドラインは守られていますか。

次に、「地域移行」について伺います。地域へ移行された部活指導を誰がどう担うのか。経済産業省が受け皿づくりを考えているとの情報もありますが、教育委員会としては「地域移行」になった場合何が一番重要で、どのような点を不安視していますか。民間委託により費用が発生しますが、負担をどのようにするか、生活困難家庭の子供たちに好きな部活参加の道をどう保障していくかの課題についてどう考えるかについても聞かせてください。

子供たちは部活を楽しみにしています。だからこそ先生たちは「子供のためにと厳しい環境の中で頑張っている」そうです。でも、今や限界に近づいているのかもしれない。部活の「地域移行」を円滑にするために衆知を集め、しっかりと制度設計をすることが望まれます。

3

3番 原 田 孝 徳 議員

質問方式：一問一答

施設や事業所における障害者への虐待、市としてできること、しなければいけないこと

- ①障害者虐待防止法が施行され10年が経過しようとしている中で、このことを現場の職員がどこまで理解しているとの認識か。また、虐待の予防や通報への対応に関して、必要な体制の整備や研修・広報などの啓発活動はどのように行われているか。
 - ②虐待はどのような要因で起こっていると分析されているか。また、その分析に基づきどのような対策や予防ができる、もしくはその必要があると考えているか。
 - ③第16条に、虐待を発見した者は、速やかに、通報しなければならない。通報したことを理由として、解雇その他不利益な扱いは受けない。とありますが、これらは遵守されていると思っているか。また、それをどのように把握し調査されているか。
- 以上のことを踏まえ、市としてできること、しなければいけないこととは何かを問う。

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、確認のため、改めて皆さんにお知らせをいたします。

5月16日の議会運営委員会での申し合わせにより、飛沫感染を防ぐため、また、会議の時間を短縮するため、本定例会では議員の皆さん、執行部とも登壇せず、自席で起立して発言することになっております。

また、新型コロナウイルス感染予防のため、50分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をしたいと思います。御理解と御協力をお願いいたします。

定例会開会にあたり、市長から挨拶をお願いします。

市長。

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるにあたりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私共に御多忙のところ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案をいたします議案について申し上げますと、繰越明許費、繰越しの報告についてをはじめ、継続費繰越しの報告について、予算繰越しの報告について、大竹市土地開発公社の経営状況について、専決処分の報告及び承認を求めることについて、一般会計及び特別会計の補正予算についてなど、合わせて11案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をいたします。

議員の皆様におかれましては、どうか十二分に御審議をいただきまして、ぜひとも議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 日程に入ります前に、去る4月26日開催の第150回中国市議会議長会定期総会の席におきまして、永年勤続等の表彰がありましたので、事務局より報告させます。

○議会事務局長（三上 健） それでは、受賞されました方のお名前を申し上げます。

議員16年以上特別表彰、日域究殿。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） おめでとうございます。

なお、表彰状及び記念品の伝達は、後日議長室にて行います。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、4番、小中真樹雄議員、5番、中川智之議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（賀屋幸治） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月7日までの16日間としたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第3 一般質問

○議長（賀屋幸治） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来どおり5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

13番、日域究議員。

○13番（日域 究） 皆さん、おはようございます。今回は一般質問、3名ということなので、ゆっくりとやらせていただきたいと思います。

まず、学校教育での懸念と提案というタイトルをつけましたけど、小・中学校に一斉にタブレットパソコンが入ったのが、令和2年度の途中でした。したがって令和3年度が実質的なスタートで、今年度は2年目ということになります。その成果はいかがでしょうか。少々気になっています。どう気になっているかという、結局、成果は多くなく、タブレット予算は有効活用できずに無駄だったんじゃないか、そうならなければいいという懸念です。

その理由ですが、県の教育委員会に聞いても、大竹市教育委員会に聞いても、困っているということ以外は、多くは聞こえてきません。私は以前、タブレット導入が決まった後で一般質問しました。そこで、東京都千代田区の、たしか麴町小学校の校長先生のコメントを使わせてもらったと思うんですが、それですね。日本教育新聞の記事だったと思います。それを議会でお配りしましたけれども、御記憶にありますでしょうか。

最近の新聞紙面で、タブレット導入の力になった国会議員の連盟、いわゆる議連ですが、議員のお名前とかは私は分かりませんが、2つの議連が紹介してありました。目指すところは、どちらもほぼ同じです。学習ソフトの導入で、個々の子供たちが自分に合

ったペースで学習ができ、結果として学力が上がり、落ちこぼれがなくなる、そういう期待です。

新聞の記事を引用すれば、一人一人の理解度に合わせてAIが苦手分野を洗い出し、克服するための問題を出す。ソフトの開発企業からは、中学校の数学を七、八カ月で学習できると説明を受けたとあります。皆さん、これはすばらしいっていうんで導入をしようということで、議連というものができたんだと思いますけれどもね。麴町中学校の件も、似た内容でした。

本来であれば、タブレット任せとも言えるものですから、先生方は楽になるはずですよ。先生が楽にならなかつたらうそだと思います。先生方から大歓迎されているべきものなのですが、もしそうでなければ、一体どこに問題があるんでしょう。

ここから先は私の推測が主体ですから、違っていただければいいんですが、気になるのが日本の学校の仕組みについてです。学校での教育は、文科省の定めた学習指導要領を中心に動いています。面白いことですが、この学習指導要領は、教える側の基準だということです。通常の家試験なんかでは、よく60点とったら合格っていうのがありますけれども、学校の場面ではそういうものはなくて、子供のことじゃなくて教える先生が何を教えるかということなんです。

児童生徒の理解力、習熟度をテストするような仕組みはありません。悪く言えば、児童生徒は寝ていても、理解してなくても、オーケーなんです。もちろん文科省はオーケーだとは言いませんが、チェックする方法などは示していません。落第制度もありません。先生が教えるという行為をすることを義務づけているだけです。卒業証書の小学校の全課程を修了したことを証するという意味も、授業を受けた証明であって、卒業する児童の学力とは無関係なんです。世界的にも珍しいものだと思います。

一方で文科省には、ゆとり教育の失敗というトラウマがあって、教育内容を削ることができなくなっているという批判が、最近よくあります。調べてみると、私には詳細は分からないんですけども、例えば、幼稚園、小学校、中学校の学習指導要領等の改訂のポイント、改善事項として、こんな言葉が並んでいました。言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実、その他の重要事項と、ものすごく並んでいます。こんなにてんこ盛りを出されたのでは、授業を受けるほうも大変だと思います。

その学習効果が上がっていればよいのですが、そうでないことを、関係者は当然分かっていますよね。でもやめられないんでしょうね。具体的な教科内容や割当時間は規則で定められています。例えば小学校の算数については、1年生は136時間、2年生から6年生までは175時間となっていました。これらはタブレット導入前に決まったものだと思いますが、これが現行のルールで間違いありません。要するに、小学2年生には175時間の算数枠を用意せよということですね。175時間、それを旧来の授業をするんだとしたら、タブレットの時間は取れるんか取れないのか、そこをちょっと聞いてみたいです。

そもそも今の学校教育が抱えている大きな課題とは何かということですが、その1つは高校生の7割、中学生の5割、小学生の3割が、落ちこぼれてるって決めつけていいかど



うか知りませんが、そういうふうを考えて、教育七五三ともやゆされていますが、その上で大学までがAO入試とか、受験科目削減が進んで、今では大学生の学力低下が大きな問題になっています。つまり、高学歴・低学力の時代だと正直感じます。これはある意味大きな問題ですよ。高校や大学で小・中学校の復習を行う、そういう教育困難校と呼ばれる高校も新聞記事になっています。本来はその1つの解決策としてのタブレットなんです。

教育七五三の原因は何か。例えば、九九が言えなかったら掛け算や割り算はできません。しかし、ここでつまずいても、授業は待ってくれません。どんどん進みますから、それ以降は落ちこぼれ状態になりかねませんよね。しかし、タブレットであれば、もちろん学習ソフトがあればですが、それがあれば、それ自体がある意味の個人授業ですから、つまずいたところに簡単に戻ることができます。結果として落ちこぼれずに済むんですね。そのことが御本人の人生においてどれだけ素晴らしいことか、分かりますよね。

ところがそうするには2つの壁があって、現実には役立っていないのではないかと懸念します。最初はさきに言った学習指導要領です。てんこ盛りの内容で、しかも教師が時間を取って授業せよと言われたら、目いっぱいですよ。その次はソフトです。もともと学習ソフトがあって、それは素晴らしいということだったはずなのに、そのソフトがない。教育新聞などで、全国のソフトの導入数を見て、ソフトが入ってない自治体が多いように感じました。それがこの一般質問を考えた1つの理由なんですけれども、大竹市はいかがでしょうか。

今まで話した内容は、推測を含めた私の懸念です。間違っていれば、ある意味幸いです。その乗りでお尋ねしますが、学習指導要領は教えるべき内容の下限ですよ。さっきの算数の175時間ですが、タブレットを触らせている時間もこの時間に含むんでしょうか、教えてください。

実は今回の質問については、あるソフトを実際に見せてもらったことが1つのきっかけでもあるんです。要するに、ソフトがあれば先生は要らないんですね、ある意味で。本当にそれならば、現場は大歓迎のはずですよ。どう考えても合点がいきません。新型コロナの問題で言えば、世界中で日本製のPCR検査機が大活躍している中で、日本ではPCR検査が全く不十分でした。厚労省の内部に何か問題があるんだろうなと多くの人が感じましたが、それとよく似た構図です。

学習ソフトは使っていますでしょうか。タブレットを自由に使える時間が十分にありますでしょうか。タブレットの持ち帰りは始まりましたか。1,000万円で雇うアドバイザーは一体何をするんでしょう。そんな人が必要なこと自体が、ある意味で問題じゃないかと思えます。

ざっくり言えば、これはDXですね、デジタルトランスフォーメーション。今までやってきた作業のコンピューター化ではないです。コンピューターがあることを前提に仕組みをつくり直すことです。大竹市教育委員会に尋ねたら、これは電話してみたんですけども、小テストをするときにタブレットなら簡単で、採点まで瞬時にしてくれるらしいですよっていうお話を伺いました。それはそれでいいことですけども、それは単なる改善であって、少し違うなと感じました。

学習指導要領の内容ではなく、その発想自体を変えなくては駄目なんじゃないでしょうか。タブレットがうまくいかないのは文科省のせいかどうか知りませんが、せめて大竹市教育委員会は、ある程度独自の道を進んでみたらいかがかなと提案したいです。間違っていれば幸いです、御答弁のほどよろしく願いいたします。

2つ目に行きます。

これは、3月議会で私がお尋ねしたことの、ある意味続きなんですけれども、松ケ原小学校の所在地ですね。昭和60年度までの木造の校舎は、大竹市の松ケ原町445番地にあったみたいです。それで昭和61年度に新築移転した鉄筋コンクリート造の新しい校舎のある場所は、大野字経小屋です。松ケ原小学校の校歌は、たしか経小屋山の空すみて、で始まるんだと思いますが、校歌と地名が一致したんですから、非常に自然なことではないでしょうか。お配りした資料で御確認ください。

さて、今年3月議会の私の一般質問では、大竹市のつくっている地図では、松ケ原小学校が間違っ大竹市部分になっていることを指摘しました。それでも松ケ原小学校の土地は、大竹市の部分と廿日市市の部分があるから、どちらとも言えるというような曖昧な御答弁をいただきましたが、資料も時間もなかったのも、それ以上質問しませんでした。しかし、これは曖昧にできることではありません。

今回お配りした最初の資料、学校の土地の公図を一部私が加工したのですが、それを見ていただければ、どう考えても大竹市に存在するというには無理がありますよね。大竹市部分は僅か363平方メートル、黄色く塗った部分だけです。全体の約2.5%に過ぎません。ましてやその大竹市部分の土地の登記簿上の地目は、田と畑です。つまり農地です。その場所は今、雑草と雑木に覆われています。当然ですが農地である大竹市部分に、校舎が建っているはずはありません。一方廿日市市側の土地約1万4,500平方メートルは、用地買収後、山林から学校用地に地目変更されています。廿日市市部分は、大竹市部分の約40倍あります。

そこで質問ですけれども、地方自治法の第244条の3、公の施設の区域外設置についてというのがあります。公共施設を区域外に設置するには、関係地方公共団体と協議した上で、その各議会の議決を必要とすると書いてあります。松ケ原小学校は明らかに旧大野町に存在する、大竹市の教育施設だったのですが、区域外に当たる大野町との協議や議会の議決はあったのでしょうか。学校移転に関して、大竹市の学校設置条例の変更議案では、単に大竹市の松ケ原町813番地に変更するとなっていますから、議案自体は大竹市の外に設置するという内容ではなかったように思われますが、今考えてそれでよかったのかどうかお尋ねいたします。

その後時は流れて、松ケ原小学校は平成20年に廃校になりました。そうなれば、もう公の施設ではありません。単なる大竹市所有の土地建物で、たまたまそれが廿日市市内にあるというだけです。大竹市は大家としてそれを修繕したり、貸し出すことはもちろん自由ですが、ここでお配りした2番目の資料を御覧ください。

これは昭和59年に用地買収したときの契約書の1つですが、土地の表記は所在、地番、地目、面積という、標準的で非常に分かりやすいものです。しかし、3番目の資料と比べ

てください。これは民間法人に土地建物を貸したときの契約書ですが、この表記はどう見ても奇妙ですよね。建物の所在地が大竹市松ケ原町813番1、その隣に所在地番地籍が廿日市市大野字経小屋1837番1。所在が大竹市で、所在地番地籍が廿日市市。こんな分りにくい契約書は、あまりないと思います。こんな表記はあり得ません。これでは、どこにあるのか分かりません。ひよっとすれば、廿日市市にある物件を大竹市にあるかのように偽るためのものかなと思ったりもします。しかし、現に建物は廿日市市にあります。そうであれば、結局は大竹市の行政権限は及ばないことになりますね。

そこで4番目の資料を御覧ください。この資料は私が受け取ったものですが、大竹市の危機管理課が市内の該当施設へ送付した、土砂法での避難訓練の実施報告を求める文書の一部です。ここに旧松ケ原小学校を使用した福祉施設も載っています。大竹市の危機管理課が、廿日市市に存在する施設を担当するのでしょうか。この施設について、行政権限を持つのは大竹市でしょうか、廿日市市でしょうか。お尋ねいたします。

最後に、大竹市地籍の土地、松ケ原町字藪池813番1と813番3ですが、共に今も地目は農地のままです。地方自治体といえども、学校用地に使う目的で購入した農地であるなら、購入後の地目変更は必要だと思います。厳密に言えば、正当な理由なく農地は所有できないはずですが。山林だった旧大野町側は、複数の筆に分かれていた土地を1つに合筆し、地目も学校用地に変更されています。大竹市側の土地の扱いは、これでよいのでしょうか。

さらに、この土地は民間に貸し出したことにもなっています。ここで思い出すことがあります。私が土地開発公社の土地を買ったときに学んだ、土地開発公社は農地を所有できないというルールです。実際は法務局が所有権移転登記の申請を拒否したりはしません。そもそも農地法は、私自身は悪法だと思っています。しかし、幾ら悪法でも、法律ですから守らなければなりません。土地開発公社の件から類推すれば、市といえども学校設置のために農地を買って、30年以上も放置することはまずいんじゃないかと思います。それを他に貸せばさらに問題のように思いますが、農地法の観点から、どんなふうに解釈したらいいのかお尋ねいたします。

以上で、私の質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 市の境界における行政サービスのあり方や学習環境の充実に向けたタブレット活用方法など、よりよい行政運営となるためにきめ細かな御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

なお、1点目の学校へのタブレット導入に関する御質問については、後ほど教育長が答弁いたします。

まず、松ケ原小学校の移転の経緯についてでございます。旧松ケ原小学校が現在の場所に移転した当時、本市の区域内にあった木造校舎が老朽化し、建て替えを検討する際に、運動場を含めた学校用地が狭いため、移転が必要と考えました。本市の区域内に適地がなかったことから、本市と旧大野町の区域内にある土地に移転することになりました。

なお、松ケ原小学校の旧大野町の区域内への移転にあたり、昭和59年3月に地方自治法

第244条の3に規定する、公の施設の区域外設置に係る協議を旧大野町と行うことについて、市議会の議決をいただいています。

また、松ヶ原小学校の移転先の所在地については、昭和61年3月に大竹市立学校設置条例の一部を改正する議案について、市議会の議決をいただいております。当時の議会においても移転先の所在地については妥当であると判断されたと考えています。

次に、廿日市市に存在する施設に対し、大竹市が指導を行う権限があるのかについてでございます。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法第8条の2第1項の規定によると、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成しなければならないとされています。

御指摘のとおり、当該建物が立地している場所の地籍は廿日市市ですが、土地・建物の所有権を本市が有し、事業所の所在地も大竹市松ヶ原町813番1となっていること、また、本市が誘致をした施設であることから、本市が対応すべき事業所と考え、障害者福祉施設として令和3年3月に大竹市地域防災計画を修正する際、土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設に指定し、必要に応じて指導などを行うことにしております。

最後に、学校用地として取得した農地の地目変更についてでございます。

公共施設などの設置にあたり、自治体が農地を取得する場合、農地法の転用制限の例外により、農業委員会の許可を得ずに取得することができます。議員の御指摘のとおり、農地法の観点から言えば、学校用地としたときに地目を変更すべきであったと考えますので、今後、適正な地目に改める手続を進めてまいります。

以上、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） おはようございます。それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

文部科学省が進めるG I G Aスクール構想により、1人1台端末、いわゆるタブレットが導入され、昨年度より各学校で活用が始まっているところでございます。文部科学省はG I G Aスクール構想の中で、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を実現することを掲げております。そして、1人1台端末を取り入れた学習の例として、協働学習の場面や個別学習の場面でのそれぞれの活用のあり方の例を挙げ、学びの転換や深化を図るように示しております。

初めに、タブレットの使用時間についてですが、市内の小・中学校においてもさまざまな教科などにおいて、タブレットを活用した授業を行っております。例えば、調べ学習や動画の視聴、自分の活動を撮影し振り返る、W o r dを使ったポスター等の作成、基礎基

本の定着を図るためのドリル学習といった活用が挙げられています。

このように、それぞれの教科の中で目的に応じてタブレットを活用した授業を行っており、議員御指摘のように、文部科学省の示す標準授業時数として設定された授業の中で活用をしております。

次に、学習ソフトの使用及び使用時間についてでございます。タブレットではWordやExcel、学習系アプリケーションソフトも利用できるようになっており、このソフトを使って、先ほど御紹介したような活用をしているところでございます。授業においてタブレットを使用する時間は、その目的によって変わりますが、総合的な学習の時間、社会科での調べ学習や英語科でのプレゼンテーション作成などといった内容の場合には、十分な時間をとって個別に学習を進めるようにしております。

あくまでタブレット活用は、授業を充実させ、効果的に学力をつけていくための手段であり、活用することが目的とならないように気をつけながら、各学校で活用が図られております。

続きまして、タブレットの持ち帰りについてでございますが、昨年10月から中学校において、タブレットの持ち帰りを始めております。家庭学習では技術のプログラミングの学習を学習アプリで行ったり、音楽の歌唱の実技テストを動画で撮影して提出したりしております。また、今年度は7月から小学校5・6年生のタブレットの持ち帰りを開始することとしております。

最後に、ICT支援員についてです。今年度、本市において3名のICT支援員を配置しており、各学校に月に3回程度訪問をしております。ICT支援員は、主にICT機器を使用する際のトラブル対応や、授業における効果的な活用方法についてのアドバイス、専門的な知識を要する情報セキュリティ対策などを行うこととしており、授業において児童生徒が安全かつ効果的に活用するための支援を行っております。ICT支援員を配置することにより、授業によるタブレット活用の幅が広がったり、安心して使えたりするなどの効果があります。

なお、タブレットを活用した授業については、学校評価アンケートにおいてICT機器を活用することで、意欲的に授業に取り組めると肯定的に回答した生徒が90%を超えた学校もありました。今後は、AIドリルなどの活用を検討するなど、授業における協働的な活用とあわせて、個別最適な学びのためのツールとして活用していけるよう、取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上で、日域議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○13番（日域 究） 御答弁ありがとうございました。2つとも、想定どおりではなかったですけれども。

それでは、教育のほうから行きます。

私、別に教育委員会の足を引っ張る気なんかさらさらないですけれども、正直言いましたじれったいんですね。あるソフト屋さんが、わざわざ、関西からですけれども、私のところにソフト、それはちょっと違うソフトですけれども、わざわざ見せにきてくれまし

た。それで、へえ、こういうものなのかと。もちろん勝手にやるわけですね。だから大竹市の採用している教科書に準拠した分ですって言って見せてくれましたけど、中身はそんなに触ったわけじゃないですけども、へえ、こういうものなのかと思ったんですね。

それでさっき議連って言いましたけど、国会議員の先生たちが見て、こんなソフトがあるんならこれをやりゃあええじゃないかっていう、そういう乗りで、議連って政党によって違うんだとか知りませんが、2つあるって、私が読んでいる新聞に書いてありました。

それでさっきもちょっと言いましたけど、いつも思うことがありますて、子供たちには大きな個人差があるんですね。何日か前の新聞に、耳塚先生というもともとお茶の水女子大の先生ですけども、最近はどこかの学校に変わってましたけど、人間には恐ろしく学力に差がある。それを何とかしなくちゃいけないとは書いてるんですが、その耳塚先生の書いているのを読むと、愕然とするぐらいなんですけれども、よく所得階層によって学力が階層ごとになっているって言うじゃないですか。あの先生もそれはもちろん言うんですけども、単に所得っていうんじゃないで、経済社会格差っていう、アルファベット3文字に、何かまとめて圧縮してありましたけど、それが最上位のクラスの子供が、家庭学習がゼロであったとする。それで最下位の子供が家庭学習3時間頑張ったとする。でも、歯が立たないっていうんですね。

要するに、家が豊かだったら塾に行けて成績がいいとかそういうことじゃなくて、例えば私の親がしょっちゅう海外に行ったりして、私もついて行ったりして、勉強なんかしなくても英語しゃべれますよね。そういう、金銭だけじゃなくて、その個人個人でものすごく差があるんだと。だからそれはもちろん対策をしなくちゃいけないよって言うことが書いてましたけどね。

そうすると、今の文科省っていいですか教育委員会っていいですか、もともと子供たちには大きな差があるっていうことを前提にしてない気がするんですね。それでもう1つは、確かに公の教育っていうのは、義務教育はそれこそ無償ですから、皆さんに同じように最低限の教育を与えようってのが義務教育の趣旨ですから、それはそれでちゃんと機能しているとして、でも、皆さんが平等になるわけじゃないですね。教育活動とか、そういうことをやればやるだけ、ある意味では皆さん上がるんですけども、皆さんレベルアップしますが、当然上がる子はすごく上がりますからね。だから差をなくすってというのは、なかなか大変なんですよ。だから差をなくす努力は要るけれども、差があることを前提に物事を組まないで、できないじゃないですか。

今朝、朝7時頃にNHKのニュースつけたら、今度は内田さんという名古屋大学の先生ですけども、学校現場の大変さを何か調べたんでしょう、いろいろ言っていましたけど、要するに最低限このぐらいは学力をつけましようってのがあって、それ以上はもう好きなように勉強しんさいと、そういう前提でこのソフトを使えば、このソフトに触らせている時間は、先生方は見ときゃいいわけですね。その場にいる必要はあるかもしれませんが、先生の代わりをソフトがするわけですから。

そういうふうになれば物すごく価値が出ますけど、今やられていることはどうもそうじゃなくて、何か、今、教育長は、このタブレットを使うためにわざわざやるんじゃないっ

ていう、それは国の考え方でしょうけれども、逆にわざわざタブレットを使うためのことをやっているというか、本当にタブレットを、パソコンを生かそうと思ったら、ソフトを与えるのが圧倒的にいいような気がするんです。

そもそもが、前も言いましたけど、学年が上がれば子供たちは同じように行くだろうという前提で、学校の仕組みはできてますよね。大きな間違いはないと思いますが、でもそこで学力差がついたときにどうするかっていうことを、多分できてないから、例えば先生方が授業の仕組みっていうか、準備をするとかそういうときに、それは、幅があったらできませんよね。

ぶっちゃけた言い方すると、学習塾っていうものがなかったら日本の義務教育はどうなってるだろうかと思いたくなることもあるんですが、それはそれで、今はある種の役割分担で塾があって、それでいいのかもしれないですが、もうちょっと授業を変える、そのきっかけにこれはしてほしいんですよ。

昔陰山さんって、百ます計算のことで有名になりましたけど、あの方の話を聞いても、あの人本当にいろんなことを、多分文科省とか教育委員会とかいう立場から見たら、何であの人はあんな勝手なことを公立の学校でできたんだらうと。しかも若い方ですよ、当時はね。当時、若い先生ですけれども、よくできたなと思いますけれども、やはり国が言うとおりにやっていたら、さっきコロナのことを言いましたけど、国が言っていることは若干無理があるんじゃないかとすごく思うんですけれども、中学校3年生までの9年間に相当に学力が開くと思いますが、その開いた学力に対して、今どんなふうに対応するっていう仕組みというか考え方があるのかどうか、教えていただけますか。

○議長（賀屋幸治） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） 子供たちそれぞれに個人差があって、その個人差によって学力差が生まれることについて、学校としてどのように対応しているかというような御質問だったというふうに思います。

このAIドリルが導入されるかどうかということではなくて、学校では授業を考える上で、教員はもちろんいろいろな子供たちがいることを前提に、授業を組み立てています。当然得意な子供もいれば、なかなか学力が不十分、十分についていなくて苦手とする子供もいますので、そうした子供たちにどうやって理解をさせるかということ、いろいろな手だてを講じながら授業を組み立て、授業をやっているところです。

そうはいっても学力がついていないというような事実もありますので、そうした子供たちには個別にプリント等を与えて一緒に見たりとか、あるいは少人数クラスをつくってそちらのほうで指導したりとか、いろいろな指導方法を工夫しながら学力をつけるようにやっております。

議員が言われたように、理解度とかそれから習熟度を学校のほうで全然見ないで授業をどんどん進めているということではなくて、小学校では単元末にどの程度力がついたかということを見ていますし、中学校では中間、期末テスト、あるいはそれぞれの単元末にテスト等をしながら、子供たちの理解力を計って、その理解力に応じて補習をしたりというようなことは進めています。

今回タブレットが導入されたことによって、個別最適化というふうに文科省は言っておりますが、個別最適な学びがより進めやすくなったのではないかというふうに考えています。今入っているタブレットの中には、その単元の学習を個々に子供たちが選んで、どれぐらいできたかっていうようなことができるドリル的な学習をできるソフトも入っております。授業の中でそういったことをうまく取り入れながら、子供たちが一人一人の子供たちに力がつくように、学校のほうでも考えて授業を展開しているところです。

個別学びと同じように、やっぱり学校では協働的に友達と学び合いながら、いろんな意見に触れながら、そういう社会の縮図としての役割もあると考えておりますので、ドリル任せで子供一人一人がそれぞれのペースでやっていくだけの授業で学校が進めていくということは、やはりみんなで学んでいって、いろんな意見に触れながら考えを広めたり深めたりしていくという学校の役割からしたら、少し違うのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○13番（日域 究） ありがとうございます。要するに、学校から見たら本音から言うと、黒船が来たような感じなんじゃないかなというふうに思いますけれども、ヒアリングして、ヒアリングで聞いたことをここで言っているのかどうか、私はちょっと悩んでいますけれども、私が質問したことじゃないことで、そちらからいろいろお話を聞きました。

例えばユーチューブの問題とか、それとかソフトの金額とか値段とかですよ、あれは教えてくれましたよね。例えば中学生ぐらいになったら大竹中学校に、ユーチューバー同好会があってもいいですよ。そうすると、どうやったらいい動画ができるか、どうやったらヒットするか必死で考えますよ。子供たち、基本的にスマホは持っているわけですから。スマホを持っているところに何かインターネットは危険だなんだって言って規制をかけてもしょうがない気がするし。

要するに、さっき言いましたけど、皆さん同じが日本は大好きなんですよね。皆さんが同じぐらいで、隣がピアノ買ったらうちも買うっていう、それはもう50年も前の話ですけども、皆さんが同じように、何かすごく好きなんですけれども、実際それができればいいですけども、実際はなかなかできない。私、中国の鄧小平の、豊かになれる者からなればいい。白い猫でも黒い猫でも、ネズミを取る猫はいい猫だっていうのが鄧小平の名言なんですけれども、それが今の中国をつくったんでしょうね、あの方向転換させた言葉ですけども、まさに資本主義の、自由主義の発想ですよ。

だから個人差があることが悪いんじゃないくて、伸びる者が伸びていく。例えば一人の有能なリーダーが欲しいわけですよ。すごく有能なリーダーが社会を豊かに引っ張って行って、それで例えば社会的弱者を救済するお金ができてくるんですよ。例えばサンデル教授の白熱教室っていうのがありましたけど、ハーバード大学に多額の寄附をしたら入れてくれる、それが是か非かっていうのがありました。でも大金を寄附してくれた人の子弟を入れれば、そのお金で貧困だけど、お金がないけど優秀だっていう学生を10名入学させることができる。そう考えたらどこに正義があるかっていうサンデル先生のせりふは、もう頭に染みついていますけれども、どちらとは言えませんよ。言えませんけど、四角四面で思



考を止めるよりかは、やっぱり何か考えていかなくちゃいけないし、子供たち、さっきの遅れた子供に補習をするっていうのは分かりますよ。それも先生方の、例えば4年生の子がいて2年生の勉強がちょっとつまづいている、その子のフォローをしながら、4年生の先生は、本来のクラスの運営もしなくちゃいけないわけです。

だからそこで、現実はいろいろありますけれども、より先生が楽で効率が上がるようなことを、もっとやれないことはないと思うんですけれどもね。どうかすると私立の学校はそれをやって公立の学校はしないとか、義務教育はやりにくいけれども、そうじゃないところはかなり自由にできるとか、いろんな制約はあるんでしょうけどね。今日の朝の、内田良っていう先生だったかな、学校の職場環境のことを言っているんですけれども、でもその先生たちが何をやっているのかを見たら、多分部外者が見たら相当な合理化ができるんじゃないかと思うんですよね。

私は、この前の一般質問で市長に、教育にも口出してほしいっていうのを言いましたけど、多分教育の中である種のブラックボックスとまでは言いませんけれども、外部が立ち入りにくい世界ができていて、その中で物事を解決しようとしているんですけれども、市長はもちろんですけれども、議会というのはオープンですからね、部外者が選挙で出てきて構成するものですからね。そういう社会が、外部がもうちょっと教育の中に首を突っ込んでいかないと、日本の教育の世界はよくなるんじゃないかと思って、この前市長にお願いしました。

その答弁は答弁でももちろん私は納得しているんですけれども、例えばいじめ問題でもそうですけれども、いじめ問題がああなる前にいろんな問題があってそこまで大きくなる必要がないものが大きくなったあげくに、自殺者が出たりする。それは、もうちょっとオープンにしとけば、話が出たときは大変ですよ、大変ですけれども、それ以上はいかない。それで学校の今の教育の仕組みも、もうちょっと、せっかくタブレットですからね。これ例えば家に持って帰るじゃないですか。家に持って帰ったら、そこで使うのは自由なんですかね。

例えばこのタブレットを持っていることを前提に、業者があるサービスを提供するとしますよね。そしたら土曜日に持って帰れば、土曜日に持って帰った子供たちはこの学校のタブレットがあることを前提に、ある業者が有料で何かのサービスを提供したときにこれを使うっていうのは、ありますか、なしですか。そこもちょっと教えてください。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ではございますが、議場の換気のため、暫時休憩をしたいと思います。

なお、再開は午前11時としたいと思います。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

10時51分 休憩

11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番、日域議員への答弁から入りしたいと思います。

総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） 持ち帰ったタブレットを子供たちが自由に使えるかということなんですが、大竹市が貸し出したタブレットであるということ、それからセキュリティーの問題に触れるということも心配されますので、個々で自由に使っていいということではなく、学校が出した課題等について持ち帰って、子供たちが取り組むという形での活用となります。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○13番（日域 究） すみません、何回目でしたかね。

○議長（賀屋幸治） 今、4回目です。

○13番（日域 究） 一問一答ですから2つの質問をちゃんぼんにしたらルール違反なんだと思いますが、松ヶ原小学校の件のさっきの市長の御答弁は、かなり柔軟な解釈をされていますけれども、このタブレットももうちょっと柔軟な発想を入れてほしいなと思いますけれども、例えば子供たちが家に帰って、やっぱりネットを使った勉強する業者っていうのもいるんだと思いますけれども、それをしようと思ったら、このせっかく使わせてもらっているタブレットは使えずに、別のパソコンが要るのってなるじゃないですか。だからどこで切っても、それは禁止するのは禁止するなりに、一定の理屈はあります。

でも、その一定の理屈はあるけれども、欠点もあります。自由にしたら自由にしたで、当然それがゆえの問題もあります。でも、いい面もあります。どこで切ってもそれなりに必ず問題点ってあると思いますけれども、ただ、私はいつも思うのが、皆さん、特にチューブの件ですけれども、スマートフォンってみんな持っているし、意外にスマホはあるけどパソコンはないというおうちが最近結構あつたりするのかなと思ったりもしますが、その辺は実態調査をした上のことかもしれませんが、やっぱりせっかく税金で買ったタブレットですから、有効活用するのは、もう使い倒していいんじゃないかという気がします。

結局学校ですから、子供の学力ですよ、問題はね。それで、みんなが東大に行く必要はないんですよ。東大に行く必要はないけれども、へっちゃらで行くような人がある程度はないと、国のリーダー、それぞれの分野でのリーダーがいなくなるじゃないですか。

だから小学校ってどこへ行っても同じようなもんですよ。日本中の公立小学校は全て似たようなもんですけれども、中学校もね。高校になるとがらっと変わりますよね。進学の学校もあれば、甲子園に行く学校もありますよね。よく、それをなくしたらみんなが同じように、よく大竹中学校から大竹高校にとか言うけど、そしたら日本中の高校が何の特色もない学校になりますよね、中学校と一緒にだったら。それで地元で大学があつて行ったんでは、そこにはめり張りがなくなることになりますから、やっぱり大学というものはそれぞれ個性があつて、個性のある教授がいて、個性のある学校があつて、それぞれの色合いがきちんと出ないと存在価値がないと思います。高校はもちろんその前段階ですよ。

でも、中学校までは、だからある種ドングリの背比べ的な仕組みで一応はいいんですけども、その中でも個性は相当あります、成績の上下があります。そのことについて多少の補習をすればということとは、さっき、補習と言ったかな、あるにせよ、本格的なものは

ないですよ。そのことが、例えば小規模校で1年生から6年生まで各学年1人しかいない6人の学校があったとして、たった6人じゃけ1人でやれていうことはないでしょう。必ず複式か複々式か何か知りませんが、やっぱりある程度の幅で抑えますよね、学年幅で。

同じように、ひょっとしたらタブレットを使って何かをもっと詳細にものが分かってきたら、子供たちの差ってそれは空恐ろしいほどあるんじゃないかと。さっきから落ちこぼれの話は私はいましたから、御答弁も落ちこぼれの角度で答弁いただいていますけれども、反対もありますからね。学校の先生が一番嫌うのは、先に行く子供ですよ。中には先生よりも内容的に前へ行ってしまっている子供もいるかもしれませんが、学校の授業なんてレベルが低くて面白なくて、それに耐えてる子供もいるんです、落ちこぼれている子供もいるんです。

だからどこに合わせるかじゃなくて、どこに合わせても合わない子がたくさんいるんです。そういうことも踏まえて考えたときに、このタブレットって面白いものを持っているわけですね。だからそういうふうにやっつけていけないかなと思うんですけれども、今の御答弁聞くとまだ、もちろんまだ2年目ですから、今からでしょうけれども。

それから専用ソフトですよ。あれもヒアリングで何百円って聞きましたけど、その何百円のお金をどうするかっていうのがあるんですよ。それを保護者負担にするかどうかですけれども、タブレットは無償貸与で使ってください、学校で使うソフトは保護者からもらいますっていうのも、ちょっと違和感ありますよね。義務教育はこれを無償とするって書いてありますからね。

それで、さっきの補助員っていうのかな、たしか1,000万円ぐらいの予算だったような気がしますけれども、子供の数で割ってみたら、1,000万円をソフトに充てたら、かなりいいところまでカバーできるような気がします。もちろんその要保護、準要保護っていうのかな、ああいう家庭に該当する子供もいますから、そういう場合はもちろん本人負担は頭からないと思いますけれども、そう考えれば、あの支援員さん、辞めろって正直言いにくいですが、そんなに大きなお金じゃないですよ、ソフトって。そのぐらい市民がこうしますって言って、そんな変なことをするなどは絶対に言わないと思いますけれども、我が子の成績が上がって喜ばない親はいませんから。成績が上がったら、もう何よりもハッピーですよ、親からしてみたら。逆だったらがっかりですよ。そこのところはやっぱり、他の町に先駆けて大竹市が導入してほしいなという気がしますけれどもね。せっかくですからね。その辺の考えをもう一回お聞かせください。

これで終わります。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろと御意見、御示唆をいただきました。ありがとうございます。

今、国もそうですけれども、大竹市が進めようとしている教育なんですけれども、子供たちのこれから生きていく時代というのは非常に急激に変化する、なかなか想定できない時代の中を子供たちは生き抜いていくということになります。その中で、予測困難な時代

を生きていくために、どう資質能力を身につけさせていくかということで、1つはやはり子どもは義務教育ということでやっておりますので、学習指導要領の着実な実施でございます。ただ、これは先ほど議員が言われたように、最低基準のものでもございますので、そこについては子供たちにしっかりと力をつけさせていきたいという思いでやらせていただいております。

もう1つは議員のほうが言われているICTをどう活用していくか。これがこれからの子ども大竹市教育委員会に任された大きな1つの使命だというふうには思っております。その中で、個別最適な学びというのが今注目をされております。この中には、1つは指導の個別化というのがあります。支援が必要な児童生徒により重点的な指導を行うなどの、そういう効果的な指導ということと、もう1つは学習の個性化です。どのように、子供たち一人一人の実態、当然その能力差等も、先ほどから言っているようにあると思います。それをどのようにこちらがキャッチをして学習の個性化を図っていくか、個に合わせた、個に応じた指導というところがございますけれども、そこで指導方法や教材などの工夫・改善をしていきたいというふうにも思います。

そこでやはりICTが出てくるわけなんですけれども、そのあたりを含めながら、今後、例えばソフトの導入であるとか、これについては予算等、今いろいろなハードルはあろうかと思っておりますけれども、考えてはまいりたいなというふうには、御意見を聞きまして思いました。やはり大竹市出身の子供たちが将来これからのグローバル社会、世界で、日本国内でしっかりと生きていける、そういう力をつけていくために、このICTというものは必要になってくるというふうにも思っております。

以上でございます。いろいろと御意見をいただきました。参考にしながら今後、取り組みを進めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○13番（日域 究） ありがとうございます。今頃、大きくなったら何になりたいかっていう中に、結構ユーチューバーってあるんですよね。中学校にユーチューバークラブをつくってほしいなと思っております。

以上、よろしく願います。ありがとうございました。

それでは、2番目の話に行きます。

御答弁ありがとうございます。例の松ヶ原小学校の区域外設置については、私、適当に見たんですけれども、議会で議決をしてあるというのは知りませんでした。だからちゃんと手順が踏んであったということですね。

実は、逐条解説っていう本があるじゃないですか。あれを見ると、学校の場合は何かちょっと違うみたいなことが書いてあって、必要ないみたいなことが書いてあったんですが、逐条解説っていうのは法律じゃなくて標準的な法解釈でしょうから、必ずしもそうじゃなくて、あれは参考でしょうね。

確かに松ヶ原については特殊な事情があるので、廿日市市との間でそれなりのあるのであれば、別に細かいことまで言うつもりはないんですけれども、ただ、あれが廿日市市、実際は大野町にあるんですよねっていうこと自体も一般の人はあまりよく知らないんで、その

ことは初めて知ったらびっくりしますから、私も驚きましたけど、やはり地図の問題とかそういう問題で、これこれしかじかでこうなんだと。あれは大竹市がこうだからこんなふうにやるんですよと、それは例外的ではあるけれども、許された範囲だと解釈していると。それで私、十分だと思いますんでね。それでよろしく願いいたします。でも、もちろん、あれはあくまでも廿日市市のエリアですから、あそこが土砂崩れを起こしたら、まさか大竹市の土木課が直しに行くわけじゃないですよ。当然廿日市市がやるんですよ。

だからその線引きって若干難しい気がしますけれども、今回ちょっと調べた中であったのは、学校の後ろ側の、地図で言えば上側ですけども、あの部分は廿日市市の市道ですから、当然その道路、そこが何か起これば当然廿日市市がするんだと思いますけれども、やっぱり大竹市のエリアについては大竹市が権限を持っている、廿日市市のエリアについて廿日市市が権限を持っている、それが地方自治体のあり方ですから、原則はね。若干のことは個別的に柔軟に解釈するのもありかなとは思いますが、そのこのところだけは一般人にも分かるようにしてほしいなという気がいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 続いて、4番、小中真樹雄議員。

○4番（小中真樹雄） 部活動の地域移行について聞きたいと思います。

新聞報道によると、スポーツ庁は4月26日、公立中学校の休日部活動を民間団体に委ねる地域移行を、2023年度から25年度の3年間で進める提言案を示しました。それに先立ち、4月2日付の毎日新聞オピニオン面では、文科省が、先生の負担が重すぎると、少子化で学校単位の活動が難しくなっていることから、部活の民営化を目指しているのでは、との記事を載せております。スポーツ庁は学習指導要領で、学校教育の一環とする部活の位置づけを、次期改訂で削除を含めて見直すことを検討しているとも述べております。さらに、国鉄民営化や郵政民営化の波が部活にまで及ぶようになってきたのではとも書いております。

そこで、部活動の現状と将来展望について尋ねたいと思います。福井県の公立学校の教諭である江沢隆輔さんが、岩波書店発行の「先生も大変なんです」という本を書いておられます。その本によりますと、平成28年度調査で、月100時間以上の時間外または2カ月から6カ月間に毎日8時間以上の時間外勤務をしている、過労死ラインに達している先生が、小学校教師の3分の1以上、中学校教師の2分の1以上いると指摘しております。さらに中学の時間外勤務の多くを部活動顧問が占めているとも述べています。

文科省は小学校での外国語指導やICT教育などさまざまな新機軸を打ち出しますが、業務を減らすことは考えてきませんでした。いわゆるスクラップアンドビルドではなく、ビルドアンドビルドの状態が続き、教員の疲弊が極まったということに、多少なりとも気づいたのでしょうか。その中で部活の位置づけを見直し、地域移行を志向することになったのでしょうか。

まず、部活の現状について伺います。教育委員会では、部活がどれだけ教員の負担になっているかについて把握していますか。部活は希望するしないにかかわらず、教員全員がいずれかの部の顧問になるようになっていきますか。教員の経験競技と担当する部活動の競

技・活動が異なる、いわゆる部活ミスマッチについてはどのように認識していますか。スポーツ庁と文化庁が策定した、部活動は平日2時間、休日3時間を限度とし、平日1日・土日いずれか1日を休養日とするようにとのガイドラインは、厳密に守られていますか。

これは要するに教員の過重負担については、さらにもう1つの調査がありまして、平成29年度調査では、全国の公立学校の精神疾患による病気休職者数が5,077人いるというふうに、先ほどの著書の中にも書いております。

次に、地域移行について伺います。地域へ移行された部活指導を誰がどう担うのか。経済産業省が受け皿づくりを考えているとの情報もありますが、教育委員会としては地域移行になった場合、何が一番重要で、どのような点を不安視していますか。民間委託により費用が発生しますが、負担をどのようにするか、生活困難家庭の子供たちに好きな部活動参加の道をどう保障していくかの課題についてどう考えるかについても、聞かせてください。

さらに、4月4日付の毎日新聞社説では、その部員の金銭的負担、世帯収入に関係なく、どんな世帯でも加入できるのが部活本来の望ましい姿であり、さらに指導者の質を保つ取り組み、勝利至上主義に走り、行き過ぎた指導にならないような指導方法など、創意工夫を凝らした、その地域にふさわしい運営形式を探るべきだと提言しております。

子供たちは部活を楽しみにしています。だからこそ先生たちは、子供のためにと厳しい環境の中で頑張っているそうです。でも、今や限界に近づいているのかもしれない。部活の地域移行を円滑にするために衆知を集め、しっかりとした制度設計が望まれると思います。答弁よろしくをお願いします。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、小中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、部活動の現状に係る御質問でございます。部活動の指導がどれだけ教員の負担になっているかを把握しているかについてでございます。

部活動の指導を負担に感じている教員もいれば、逆に部活動で指導することにやりがいを感じている教員もおり、教員によってさまざまな捉え方がされております。また、教員全員がいずれかの部の顧問になるようになってきているかについてでございます。市内3中学校とも、全て教員が顧問となっております。これは生徒の希望やニーズに少しでも応えられるようにするためでございます。

次に、教員の経験競技と担当する部活動の競技・活動が異なる部活動のミスマッチについてでございます。部活動の数と教員の数、生徒の希望やニーズとの兼ね合いで、どうしても起きてしまいます。そのため各学校では、専門の教員と専門外の教員でペアを組むといった教員の2人体制を組んだり、外部指導者をお願いしたりするなど、ミスマッチや長時間勤務といった、教員の負担を軽減するための取り組みを行っております。

次に、スポーツ庁と文化庁が策定した、部活動は平日2時間、休日3時間を限度とし、平日1日、土日いずれか1日を休養日とするというガイドラインの順守についてでございます。スポーツ庁、文化庁のガイドラインを受けて、大竹市においても運動部、文化部の活動方針を平成31年に策定をしております。その中で、休養日は週当たり2日以上、平日

1日と休日1日は、少なくとも休養日とすることとしております。市内3中学校は、こうした活動方針を順守して部活動を行っております。また、平日の休養日は定時退庁日としており、教員ができるだけ早く退庁できるようにし、長時間勤務の削減を図るようにしております。

次に、地域移行に係る御質問についてでございます。スポーツ庁は、有権者による運動部活動の地域移行に関する検討会議を開き、運動部活動改革の提言案を示しました。その中で、公立中学校の休日の部活動指導を民間スポーツ団体などの地域に委ねる地域移行を、令和5年度から令和7年度までの改革集中期間で、おおむね達成することを目指すとしております。

現時点では、有識者会議による提言案が示されたところであり、この提言案を受けて、今後、国の具体的な指針などが示されていくものと思われまます。このため今の段階で、教育委員会として地域移行に係る具体策をお答えすることは難しいのですが、地域移行となった場合に課題になるであろうと考えていること2点について、お答えをさせていただきます。

1つ目は、指導者の確保です。現在、市内3中学校の運動部活動数を合計すると、20の部活動があり、地域移行するためには、これらの部活動を指導できる指導者を確保することが必要です。あわせて、指導者は部活動を通して人間形成を促すという教育的価値を踏まえた指導のできる者でなければなりません。こうした指導者の数及び質を確保できるかということが、大きな課題となると考えております。

2つ目は、議員も懸念されている外部に委託した際の費用でございます。民間委託とした場合、生徒側の負担増が想定され、誰がどの程度負担するのか、経済的に苦しい家庭への支援についてどうするのかを課題となります。こうしたことも含めて、今後の国の動向について注視してまいりたいと考えております。

以上で、小中議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） まず、その現状における質問で、部活ミスマッチへの対応で、専門の人と専門外の人、あるいは外部指導者の人に依頼するなどの負担軽減の取り組みがされているということは誠に結構というか、いいアイデアだと思われまます。

それでお聞きしたいんですが、実際2人でペアを組むなりしているんでしょうけれども、そのことに対する実際の当事者の先生の感想といひまますか、どのように感じておられるんでしょうか。分からなかったらいいんですけれども、どういうふうに感じておられるか。おおむね好評をもって迎えられているんだろうとは想像されまますけど、そういうことに対する反応っていうのはどんなものなんでしょうか。分かればお答えください。

○議長（賀屋幸治） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） 2人体制を組んでいることについての教員の反応についてですが、教育委員会のほうで改めてそのことについて個々の教員に聞いたりとか、意識調査をしたりということをしておりまますので、ちょっとその反応については分かりかぬまます。申し訳ありません。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） ありがとうございます。それはそれで結構でございます。

それから、地域移行っていうか将来的には民営化になるのかどうか、そこら辺のところはよく分かりませんが、その問題点の指摘について、多分私が考えているけど大方そのとおりだと思われま。

それで、私は特に教育委員会だけじゃなくて、地域全体がそういう部活に対していろいろな協力とか、そういうことが大事なんじゃないかと。もちろん勉強も大事なんですけど、部活動を楽しみにしている子どもたくさんいるわけですし、それをいかに民営化になっても、いわゆる学校、スポーツで言えば学校体育から社会体育のほうに移行するのも可能かもしれませんが、子供たちが楽しみにしている競技なりを円滑に、もちろん費用負担とかもそうなんですけれども、試行というか実行できるようにするためには、どういう工夫っていうか、創意工夫が必要とされるかということが、分かればお答えいただきたいと思ひます。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） どのような形で今後取り組んでいったらいいかということだというふうに思いますが、先ほど答弁の中でお答えしたように、まだまだちょっと具体的なものが出ておりませんので、そのあたりについては、じゃあどうしてこうかということが言えないのも事実でございます。

ただ、今お話を聞きまして、例えば今、学校では総合的な学習の時間、または生活科の時間で、地域のボランティアというもの、ボランティアをたくさん応募をかけたたりしながら、リストをつくっております。今後の準備に備えてということではございますが、大竹市の中でそのような指導ができる者を地域ボランティアとしてリストアップしておけば、具体的な取り組みになったときにそこでおたおたしなくて、速やかに移れるかなというふうにも考えます。すみません、なかなかそのあたりが具体的でないもので、申し訳ございませんが、以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） ありがとうございます。

あくまでもまだ、この地域移行の全体像がはっきりしていないので、厳密な答弁っていうのは私も求めておりませんで、あくまでもこれはイントロダクションというか、こういうふうになるということを前提とした質問であり、今後、全容が明らかになったら、またさらに2回か3回ぐらい質問しなきゃいけないと思っておりますので、現時点での厳密な御答弁を要求してはおりませんので、大まかな答弁で大体分かりましたので、その線というか、多くの子供たちが自分のやりたい競技なり、文化面のものでもいいんですけど、楽しんでやれるような制度設計なり環境設定を教育委員会にはお願いして、質問を終わります。

○議長（賀屋幸治） 続いて、3番、原田孝徳議員。

○3番（原田孝徳） 施設や事業所における障害者への虐待、市としてできること、しなければならぬことということで質問をさせていただきます。くろがねの原田孝徳です。よ



ろしくお願いいたします。

障害者虐待防止法が施行されてから10年近くが経過しようとしています、しかしながら、障害者への虐待というのは後を絶ちません。先ほど教員の過重労働というものがキーワードとしてちょっと取り上げられておりましたけれども、この過重労働ですね、子供たちに何か与える影響というか、そういうものも心配されるんですが、今回の私の内容も、同様にやはり、福祉の従事者というものがやはり過重労働が大きな社会問題として取り上げられたりしているところもありますので、そういうことも今回、前提として話を進めていきたいというふうに思います。

虐待といいますがかなり幅が広いので、今回はとりわけ障害者施設、そして、通所とか訪問であるとか、そういうところの事業所における障害者の虐待について、少しお聞きしたいと思います。

今年1月、廿日市市の障害者施設におきまして、複数の看護師による虐待が報じられたことは、記憶に新しいところではないかと思えます。この事件、かなり陰湿で悪質だったにもかかわらず、新聞や県の障害者支援課によりますと、発生は2020年頃ということで、少なくとも1年以上もの長期にわたって、性的虐待や心理的虐待、精神的虐待が常態化し、見過ごされ、もちろん通報もされておりました。しかし、障害者虐待防止法では、性的虐待、身体的虐待、精神的虐待はもちろん禁止されておりますし、第16条におきましては、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならないというふうに書いております。しかし、今回は1年近く。そこにはどのような理由があったのでしょうか。

私はこの法律の施行後7年近く現場におりましたが、この法律や虐待についての研修会、または講習会といったものは、7年間で一度ぐらいしか受けた記憶がありません。その研修の内容も、基本、事業所の中に虐待はないということを前提にしたものですから、例えば通報の義務があるという先ほどの条文ですけれども、そういう話は全くなかったです。ですから仮にそういうことがあったと、そういうものを発見したということがあったとしても、どのように対応しているかということの研修会というのは受けたことがありません。ただ、もちろん全ての施設や事業所がそういうことだったということではないので、あくまでも私はそういう経験しかないということでもあります。

正直、そういう事業所もありますので、末端の職員にまでこの法律であるとか虐待というものの定義というのがどこまで理解されているのかと聞かれると、まだまだそこは不十分ではないかというのが、現場にいた者としての1つの声であります。

そこでまず、1つ目の問いなのですが、この障害者虐待防止法について、施設や事業所の利用者などへの周知は十分にされていると思うのですが、現場の職員、特にパートやアルバイト、登録や派遣、訪問のヘルパーさんなどに、どこまで理解されているとお考えなのでしょうか。また、個々の習熟度といいますか理解度といいますか、そのようなものを調査したことがあるのでしょうか、お聞かせください。

それから、障害者虐待防止法の第4条には、障害者の虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止に必要な体制の整備、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援

並びに養護者に対する支援が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとするというふうにあります。

そこで2つ目の問いなのですが、虐待の予防、通報への対応、また、保護や心のケアなどの支援に対してどのような体制の整備をされておりますでしょうか。また、担当課に専門的知識を有する人材が確保されているのでしょうか。そして、資質の向上を図るための研修や広報などの啓発活動などについて、どのように行われているのでしょうか。

以上2点、お聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 絶対にあってはならない障害者への虐待や、その対応を心配されまして、市民の皆様の安心のために市の取り組みを御質問いただきました。ありがとうございます。

それでは、原田議員の御質問にお答えいたします。

まず、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる障害者虐待防止法について、現場の施設職員がどこまで理解しているかを市として認識しているかについてでございます。

障害者虐待防止法第4条第3項の規定に基づき、地方公共団体は障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援などに資するため、障害者虐待に係る通報義務などについて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとされていることから、対象となる市内の事業所に対しては、障害者虐待防止に関する文書を漏れなく送付するなどにより、注意喚起を行っています。

施設職員に対する障害者虐待防止に関する周知は、施設の管理者の責任において行われるものであることから、市として施設職員が法の趣旨などを理解しているかどうかについての調査は行っていません。

次に、虐待の予防、通報の対応、虐待を受けた方の保護や心のケアなどに対応するための市の体制についてでございます。

実際に虐待の通報や相談があった場合には、担当窓口である福祉課障害福祉係において、県や広島県社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、県の虐待防止マニュアルに従い、迅速に対応を進めることとなります。また、虐待を受けた方の保護や心のケアは、まずは施設の責任において行う必要があると考えますが、市においても障害者相談員や関係機関と連携して対応しています。

続いて、専門的知識を有する人材の確保についてです。市では、障害者虐待に関する専門的な対応を行うための職員は配置していませんが、障害者相談員や担当職員が、県などが開催する研修を積極的に受講するなど、障害者虐待に関する知識の向上を図り、対応できるよう努めています。

最後に、市民の皆様などに対する啓発についてです。各事業所に対する啓発は、先に申

しましたとおり、県からの関係通知などを漏れなく送付し、注意喚起を行っていますが、市民の皆様に対しても日頃から市広報やホームページを通じて、家庭や職場などで虐待を発見した場合は市への通報が義務づけられていることや、こういった行為が虐待にあたるかなど、周知に努めています。

以上で、原田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○3番（原田孝徳） ありがとうございます。

県や市のほうで、個々の職員のそういう理解度というものを把握することはなかなか難しいというのが、正直なところではないかというふうに思います。ただ、現場のほうでは、やはりまだまだ周知されてないというのが現状ですので、注意喚起とか県と協力して、ぜひ施設や事業所のほうにもそういうような指導とか、そういうものをさらにもう少し前に進めていただきたいなというふうに思います。

この障害者虐待防止法について、いろいろと私も現場の職員の方に話を聞くんですけども、現場といっても、先ほど施設であるとか事業所、いろんな形態の職場がありますので、一概に1つにまとめ切れないというところがあるんですけども、例えば訪問のヘルパーの場合ですと、よく移動支援とか重度の障害者の訪問をされている業者なんかがあるんですが、そういうところというのはほぼ直行直帰で行って帰って、事業所に顔を出すのは月に1回とか2回とか、そういう程度ですので、なかなか例えばそういうふうな研修会とか講習会とかやろうと思っても、なかなか難しい現状があるというふうに、現場の職員と話をして聞いたんですけども、それと先ほどの過重労働じゃないんですが、やっぱりなかなか、今訪問ヘルパーも人手不足で大変な状態で、サービスを断らなくてはいけないような事業所もありますので、そういうところは正直、これは経営者の方とか使用者の方に聞いたわけではないんですが、現場の感覚として、そういう時間もないし余裕もないしというようなことをちょっと言われておりましたので、なかなかそこは事業所任せとか施設任せていうのもなかなか難しいのかなというふうには思いますが、先ほどのお話のように少しでも注意喚起していただいて、県と連携してそういう指導をもう少し強化していただければいいんじゃないかなとは思いますが、そういう事業所もありますので、そういう配慮もひとつ、していただければなというふうに思います。

では、少しデータ的なことをちょっと伺いたいんですが、広島県内での施設従事者による虐待の通報件数は、2012年から2020年度の9年間で、一番少ない年で29件、多い年で57件ありましたが、その中で虐待として認定された件数は一番多いとしても13件。例えば2020年度でいいますと、通報30件に対して認定は6件ということでした。そこで、本市の過去5年の虐待の通報件数と認定件数について、分かれば教えていただけますでしょうか。

また、この数字、先ほどの県の数字も含めてですけども、どの程度虐待の実態に即しているというふうにお考えでしょうか。それから、虐待はどのような理由で起こっていると分析されておりますでしょうか。その分析から、どのような対策、予防ができる、もしくは必要であるというふうに感じていらっしゃるのでしょうか。

それからもう1つ、虐待発生時の体制は整備されているというふうに解釈いたしました。

そこで、冒頭でお話ししました廿日市市の障害者施設の虐待において、本市の入所者という者はいたのか。また、いたのであればどのような対応や支援をされたのか、あわせて教えていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 福祉課長。

○福祉課長（井上 剛） それでは、お答えいたします。

まず、平成29年度から令和3年度までの、本市への虐待通報及び認定の実績ですが、本市にある施設や事業所を利用されている方につきましては、令和元年度及び令和2年度にそれぞれ1件の通報がありましたが、これらは虐待認定には至りませんでした。そのほかの年度につきましては、通報はございませんでした。県のデータも含めまして、これがどの程度実態に即しているかははっきりとしたことは言えませんが、法に定める虐待の定義に照らし合わせた結果、認定までには至らなかったものもあるのではないかと思います。

また、施設という閉鎖的な空間において発生する虐待は、被害者が通報をためらうことであろうかと思えますし、知的障害者の場合は虐待行為を認識できないケースもであろうかと思えます。

次に、施設や事業所において虐待が発生する理由についてですが、これは国が作成した分析資料がございますので、それによりますと、最も多いのが職員に対する教育不足や施設全体としての知識不足、介護技術などに関する問題、次いで職員のストレスや感情コントロールの問題、倫理観や理念の欠如、職場の人間関係や人員配置の順となっております。

これらの分析結果から、事業所や施設における対策といたしまして、職員の人権意識や障害者の支援に関する知識や技術の向上、風通しのよい職場環境づくり、職員の心のケアなどが考えられます。

また、国の制度改正により令和4年度からの虐待防止に関する取り組みといたしまして、施設や事業所に対して虐待防止委員会を定期的に開催し、検討結果を従業員に対し周知徹底すること、従業員に対する定期的な研修の実施、虐待防止のための責任者を設置することが義務化されておりますので、市といたしましては、このことを施設や事業所にしっかり啓発してまいります。

また、これらのことが現場で確実に実施されているかどうかは、施設に対する障害者自立支援法に基づきます定期的な実地指導や監査の機会などを通じて確認していきたいと思えます。

次に、昨年末に発覚した廿日市市の障害者施設における虐待事件についてですが、対象の施設に本市の利用者もいらっしゃいましたので、廿日市市からの虐待案件発生との連絡を受けまして、広島県及び廿日市市と連携し、本市職員も現地に出向き、聞き取り調査を行いました。結果的に、被害者の数は施設全体で12名ということでしたが、出身自治体などの情報につきましては、被害に遭われた御本人や御家族の御心情、個人情報保護の観点から一切公表されておりませんので、私からのこれ以上の答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○3番（原田孝徳） ありがとうございます。

まず、虐待の通報と認定件数についてですが、なかなか本市のほうではそういう重度心身者のような大きな施設とかそういうものもありませんし、小さな事業所が幾つかあるかなという程度ですので、なかなかそういう通報とかいうのも少ないのかなというのは、質問する前にちょっと感じてはありました。

ただ、先ほどから申し上げているように、実際その虐待というのは、今回のような、廿日市市のような大きな虐待になってくると表面化しやすいんですけども、例えば実際私の経験上であるとか、それから現場の職員の聞き取りによっても、中程度の精神的虐待であるとか、軽度の身体的虐待というものはまだまだ相当数存在しますので、実際はこんなに少ないというのは、ちょっと考えにくい。先ほど答弁の中で、やはりしにくい環境というか、現場の環境というのをおっしゃっていましたので、そこがなかなか改善されないと、現場のほうから声が上がるといのはなかなか難しい問題ではないかなというふうに感じております。

先ほど虐待防止委員会というものがあって、そういうものを設置して義務化されたというような内容の答弁だったと思うんですけども、それがイコール虐待というものに対して、国としてもこれは大きな問題であるというふうに、実際には表に出る虐待というのは少ないかも分かりませんが、実際にはもっとあるんじゃないかというようなことを憂慮してのこういうような設置に至っているんじゃないかというふうに感じておりますので、通報件数は少ないですし、大竹市の場合、なかなかそういうふうな虐待という事例というのは、私は少ないんじゃないかとは感じておりますが、絶対ないとも言えませんので、そのあたりは通報があった場合というのはしっかりと対応して、どのような内容であるかということをよくお聞きして、それで必要があればその対応をしていただきたいなというふうに思います。

虐待がどのような理由で起こっているかという分析については、国のほうがいろいろ分析されていることと、現場の考え方と少し違いがあるのかなというふうに思いますので、国が言われていることももちろんごもっともな意見だと思うんですけど、現場の立場からどういうふうなことが虐待の原因として挙げられるかということで、3つと少しプラスアルファで、現場の虐待の理由がどのような形で起こっているかというのを、ちょっと提案というか、聞いていただきたいと思うのが、まず、1つ目が、利用者が手を出すことに我慢ができなかったからということが、結構多く聞かれます。

障害のある人の中には、理性を保つことが非常に難しかったり、初対面の職員との距離感というのがなかなかつかめない。つかめないから、ただ、例えばそれを言葉で表現するとか、それが難しい、障害をお持ちの方というのは、何か手を出すことによってその距離感を測ったりする方もいらっしゃるし、コミュニケーションの1つの手段として手を出すという子供たちや、子供たちだけではないんですが、成人の方もいらっしゃいます。

それで職員の髪を引っ張ったりたたいたり、顔を引っかいたりとかいうような例があります。特に放課後等デイサービスなんかでは多い事例なのではないかというふうに思うんですが、特に長髪の女性の職員の方というのがそういう被害に遭うことが結構多くて、私も新人の頃はいきなり後頭部を後ろから殴られたりとか蹴られたりとか、そういうことも

ありました。むしろそのようなことをされていないというような職員の方のほうが、私は少ないのではないのかなというふうに思います。

2つ目が、先ほどもちょっと国の虐待の理由の中にあっただんですが、やはりストレスというものがかかって、そのはけ口として、利用者を傷つけたというような事例はあります。利用者の中には、自分が、先ほどもありました、虐待を受けていることをまず理解できていないという方も多いですし、そういう方っていうのがやはり周りにそのことを訴えることができない傾向にありますので、そこを職員が利用して、何をしてもばれないと思っっている人も多いようで、そういう日々のストレス発散の道具として利用者を利用しているというような事例は、現場では多々あります。特にこれはコロナ禍で非常に増えている事例であるというふうに思います。

3つ目は、自分が虐待をしているという自覚がない職員がいるというものです。これが一番厄介な事例ではないかというふうに思うんですけども、例えば喜んでいるのか、からかっているだけとかなどの理由が多いんですが、虐待との線引きが分からない職員というのが、まだまだ多くいるように感じます。

また、現場できちんと虐待の指摘ができる職員がいない施設などでは、職員の感覚というのが麻痺して、ケアがエスカレートして虐待につながるというようなケースも、これはもう構造的な問題であるかなというふうに思うんですが、そういうものもあります。

プラスアルファというのは、スピーチロックというものなんですけれども、スピーチロックは言葉によって身体的、または精神的な行動を抑制するというものです。これも虐待に類するものではありませんが、施設はどれも人手不足で、職員が少なく、それを多人数の利用者を見守りしているというところというのは、例えばちょっと待ってくださいとか、後でねというようなことで、その利用者がしたいことを、意思というものを尊重できずに待たせてしまうというようなことがあります。そういう意味におきまして、スピーチロックは日常的な虐待ということであるかもしれませんが、これは施設や事業所、その職員にその原因を求めるのは違うと思いますので、この虐待の理由の中からは省かせていただきます。

私は、また、現場の職員は、虐待の理由はおおむねこのような分析をしておるところです。このような分析から、もちろん一人一人の職員が虐待に対するこれというものを持つことが何より重要だというのは当然なのかと思いますが、先ほどの答弁にもありました、閉鎖的な職場であることで、コロナ禍でもありまして、また、クラスターを起こさないというような理由から、できるだけ日常のその行動制限、私が聞いた一番ひどい、ひどいと言ったら申し訳ないのかな、そこまで制限しなくちゃいけないのかなと思ったのが、普通の例えばふだん買い物する、皆さん買い物されたりとか、いろいろ余暇を楽しんだりもあるんですけど、それでもせいぜい家から5分とか10分とか以内のところではしか行動しないでくださいとかいうような厳しいところもあったりとかして、そういう、長くこのコロナ禍でストレス環境にいて非常に心がすさんでいる職員も多くて、これは配置基準を見直したりとか、現場の環境を変えることであったりとか、定期的にカウンセリングをするというようなことが求められるのではないかというふうに、私は思います。もちろん

んそういう施設や事業所の中で努力も必要でしょうけれども、やはり県や市も何らかの対策を考える必要があるのではないかというふうに思います。

そこで1つ目の問いなんですが、障害者虐待防止法の中身が末端の職員にまで周知されているとは、私はとても思えません。それは今回の廿日市市の虐待の通報が決して早いものではなかったこと、それに象徴されているというふうに思いますし、先ほどの答弁の中でも、なかなかその通報が難しい環境にあるということは、県も市も理解されているのではないかと思います。

あと、先ほどありましたように、人手不足の小規模事業所では、そのような時間を取ることさえ難しいのが現状としてあると思います。例えば通報といっても一体どこに通報すればいいのかと。先ほど私の研修を受けたという話をしましたけれども、そういう中でもそういう話はありません。ただ、こういう法律ができましたよってというだけの研修です。例えば放課後等デイサービスは、県の管轄になりますけれども、そういうところからまず知らないという職員がほとんどではないかなというふうに思います。

したがって、もっと通報しやすくしやすくするための方策、県や市としても虐待を知る手段は、内部からの情報に頼るところは非常に大きいというか、頼らざるを得ないでしょうから、何らかの策を講じる必要があるのではないかと思います、それについて何かお考えはあるのでしょうか。

2つ目は、その場合問題なのは、通報した情報提供者が守られているかということです。使用者及び同僚職員などから、何らかの不利益や差別、不当な扱いを受けることは容易に想像できますし、特に小さな事業所では、誰がそういうことをしたのかというのは特定ができるために、実際そういう不利益や差別等を受けた職員というのは、私の知る限り、実際にはかなりの数いらっしゃいます。

障害者虐待防止法の第16条4項に、障害者福祉従事者等は第1項の規定、第1項の規定というのは冒頭のほうでも話しました、速やかにこれを市町村に通報しなければならないというものなんですが、その障害者福祉施設従事者等は、通報したことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けないというふうに書いてあります。

では、通報した情報提供者がそのような不利益な扱いを受けたり、差別や偏見、左遷や配置換えなどの使用者による嫌がらせを受けたか受けてないかということ、県や市はどのようにして把握しているのでしょうか。また、情報提供者の追跡調査等はされているのでしょうか。

以上、この2点をお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ではございますが、議事の都合により暫時休憩をいたします。

再開は13時10分といたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

12時06分 休憩

13時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、原田孝徳議員への答弁から始めます。

福祉課長。

○福祉課長（井上 剛） それでは、まず、虐待を通報しやすくするための方策はないかとの御質問でしたが、現在、市ホームページや市広報において、家庭や障害者福祉施設、事業所、職場などで虐待を発見した場合には市への通報が義務づけられていることや、どういった行為が虐待にあたるかなどを周知していることにつきましては、市長答弁で申し上げたとおりでございます。

そのほかの取り組みといたしまして、今後は虐待と思われる行為を発見した場合の市への通報義務や、通報の連絡先などを明記した掲示物を、施設や事業所内の見やすい場所に掲示するよう促すことも、1つの有効な手段であるかと思えます。

次に、通報者である施設職員が施設から不利益な扱いを受けていないかどうかにつきましては、市では把握しておりません。また、追跡調査についてですが、虐待の通報は多くが匿名でなされること、また、名前を名乗られたとしても、通報者の匿名性の確保を最重視しなければならないことから、これまで追跡調査を行ったことはございません。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○3番（原田孝徳） ありがとうございます。通報しやすい環境と情報提供者を守る仕組みづくりというのは、県や市にとって必要なことというよりも、障害のある方々の尊厳を守り、早期に発見することは、心の傷を最小限に抑えることにもつながりますので、いろんな、今、策を考えていらっしゃると思うんですが、もう少し、できれば踏み込んだ、また、議論をしていただきたいなというふうに思います。

では、ここまでの議論を少しまとめますと、障害者虐待防止法が末端の職員までまだまだ理解されていないのではないかとということ。それから、研修などが不十分ではありますが、そのあたりは現場の環境にも配慮する必要があるのではないかとということ。それから、虐待の通報や認定件数が、実態とかけ離れているということ。それから、虐待の理由が、内部の事情や環境であるとか構造的な問題から来ているのではないかとということ。それから、先ほどの通報というのは、実際はほんの一部で、多くの虐待が見逃されているということから、通報しやすい環境をつくることと、情報提供者をどのように守っていくかということが課題であるということではなかったかなというふうに思います。

これらのことを踏まえて、もう一度すみません、市として、先ほどの答弁の中にもあったと思うんですが、市としてできること、それから、今後しなければいけないことはどのようなことなのかということ、先ほどの答弁とかぶる部分があるかも分かりませんが、改めてお考えをお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 福祉課長。

○福祉課長（井上 剛） これまでの答弁の繰り返しになる部分もあるかと思いますが、令和4年度から職員への研修実施が、施設事業者側に対して義務化されていますので、このことをしっかり周知・指導していくとともに、実際に全ての職員に対して実施されたかどうかについて、市による定期的な実地指導や監査など、施設や事業所に出向く機会を捉え



まして、確認を行っていきたいと考えております。

虐待を防止するための職場の環境整備につきましては、まずは施設や事業所の責任において行っていただく必要がありますが、市としてもその重要性を啓発するとともに、施設や事業所に出向く機会を捉えて確認していきたいと考えています。

虐待を通報しやすい環境づくりについては、通報先などの情報を積極的に発信していくほか、施設や事業所に対しても、虐待と思われる場面に遭遇した場合は、当たり前の義務として市に通報していただく内部の体制整備や、職員への周知を促していかなければならないと考えます。

最後に、情報提供者を守るための体制整備について、市による抜本的な対策は難しいところですが、障害者虐待防止法において、通報したことを理由として解雇その他不当な取り扱いを受けないことが規定されていることや、公益通報者保護法において、公益通報を理由とした解雇の無効や降格、減給、給与上の差別や退職の強要など、不当な取り扱いの禁止が規定されていることなどを施設や事業者へしっかりと啓発し、職場全体に周知されるよう促していく必要があると考えています。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。5回目です。

○3番（原田孝徳） ありがとうございます。

市としてできることというのはなかなか限られている部分もあるかと思いますが、市内・市外にかかわらず、施設や事業所、そこにいる子たち、彼らは大竹市民ですので、現状の制度でなかなか難しい部分もあるかと思いますが、今おっしゃったことを実行していただいて、引き続き御努力をお願いしたいなというふうに思います。

では、最後に4つほど、ちょっと提案をさせていただきます。

1つは繰り返しになりますが、先ほどの通報しやすい環境を整えること。それから、内部告発をした情報提供者に対する支援についてでありますけれども、グループホームなどの施設はもちろんです。仮に虐待があったとしても、やっぱり外から情報を得るということは非常に難しい。密室でやります。そのため少人数の事業所というのは、1人がこうだと言っても、なかなかそれが皆さんが否定されれば、すごく容易に隠蔽ができますし、誰が通報したかはすぐに特定ができます。先ほど個人情報でっていうふうにおっしゃっていただいたと思うんですけど、なかなかやっぱり実際そういう中では、私は分かるかなと思いますので、県や市や行政がそういうふうにも守っても、なかなか難しい部分もあるのかなとは思っています。

そういうふうに、幾ら法律で規定しても、なかなか実際はその情報提供者が辞めざるを得ない状況になったりとか、同じような事業所などに転職しようと思ってもやっぱり難しいとか、そのような不利益を受けることというのは、かなりの数あるんじゃないかというふうに思います。県や市としては、どうしても事件が解決すればそれで終わりというようなことになるのかもしれませんが、やはりそういう事例もありますので、そういう追跡調査とかそういうのもしっかりとやっていただければなというふうに思います。

今回の廿日市市の障害者施設の例のように、かなり深刻で、見るに見かねて、我慢の限界が来るまで通報されないというようなことが繰り返されれば、それは結局施設や事業所

の利用者、大竹市民の方の心の傷を深くすることにつながりますし、回復には相当の時間を要します。取り返しのつかない事態にだってなりかねませんので、小さな虐待を見逃しては、いつか今回のような大きな事件に結びつくでしょうし、何より被害に遭った彼らのケアができなくなるような深刻な事態になることは、避けていただきたいなというふうに思います。芽は小さいうちから摘み取ってもらって、先ほどの情報提供者も半年ぐらいは引き取って追跡調査をしていただくことっていうことは、通報をしやすくすることにつながるのではないかとこのように感じます。

2つ目は、研修ですね。ただ、しなさいというのではなくて、やはり現場の実態に配慮した、負担のかからないような研修は必要ではないかなというふうに思います。形式だけの研修ではなくて、どのようにすれば末端の職員にまで内容を理解してもらえるかということにちょっと重きを置いた方法で行うことが必要ではないかなというふうに思います。

3つ目は、現場の環境改善なんですけど、ストレスや悩みを抱えてる方が、特に小さな事業所だとなかなかそれが解消できないということがありますので、そういうものが悪い方向に作用しないとも言えませんので、現状やっぱり過重労働が障害者への介護、介助を、支援ではなく業務にさせているというところも、この虐待の発生原因の1つになるかなというふうに思っています。

4つ目は、記録のチェックと地域との交流です。最近は記録もパソコンやアイパッドなどでというところも多いので、コピー&ペーストを利用して、ほぼ毎日内容が同じというところもあります。そういうものは行政もチェックできると思いますのでお願いしたいのと、それから、地域との交流を積極的に推進しているところは比較的安心かなと思いますので、そのあたりもチェックしていただきたいなというふうに思います。

以上、4点を提案させていただいたんですが、本市では現状表面化したような虐待事案というものはないのかも分かりませんが、何かしら虐待はあるかもしれませんし、もちろんないかもしれません。しかし、何かあったときには手遅れにならないように、市としてはできることはもちろんなんですけれども、今後は現場の声も十分聴きながら、何ができるのかということをもう一度再考していただくことを要望して、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第9〔一括上程〕

報告第 1号 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 2号 継続費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 5号 大竹市土地開発公社の経営状況について

認 第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大竹市一般会計補正予算（第1号））

議案第31号 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

議案第32号 令和4年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）

○議長（賀屋幸治） 日程第4、報告第1号繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

から、日程第9、議案第32号令和4年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）に至る6件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（太田勲男） 報告第1号、報告第2号及び報告第5号、認第4号、議案第31号及び議案第32号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第1号及び報告第2号につきましては、令和3年度から令和4年度へ繰り越す事業につきまして、このたび繰越計算書を調製いたしましたので御報告させていただきます。

それでは、まず、1ページからの報告第1号繰越明許費繰越しの報告についてを御説明申し上げます。

第2款総務費の船舶建造事業は、令和3年度及び令和4年度の2カ年事業のため、工事の執行に伴い必要となる予算を繰り越したものでございます。

住民基本台帳システム改修等事業は、予算化から事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

第3款民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業、子育て世帯臨時特別給付金支給事業及び保育士等処遇改善臨時特例事業は、令和3年度及び令和4年度の2カ年事業のため、事業の執行に伴い必要となる予算を繰り越したものでございます。

第4款衛生費の新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルスワクチン接種について、令和3年度及び令和4年度の2カ年事業のため、事業の執行に伴い必要となる予算を繰り越したものでございます。

第8款土木費の南栄下白石線交通安全対策事業は、関係者協議に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

橋りょう補修調査設計等事業は、国の交付金を活用し、令和4年度予定事業を前倒して行うため予算化しましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

玖波29号線道路予備設計事業は、廿日市市が実施する鳴川3号線詳細設計業務との整合性を図る必要があり、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

県営事業負担金（道路）、県営事業負担金（砂防）及び県営事業負担金（港湾）は、広島県が施工する道路、砂防及び港湾の整備について、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。

一般河川（水路）浚渫事業は、河川の汚濁防止対策工事に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

急傾斜地崩壊対策事業（市）は、当初予定していなかった地質調査等を行うこととなり、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

晴海臨海公園北側園路整備事業は、隣接する施設の管理者の広島県及び民間事業者との協議・調整に時間を要したため、繰り越したものでございます。

大竹駅周辺無電柱化事業は、電線管理者との協議に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

上市児童公園整備事業は、国の岩国大竹道路整備事業に関連して、支障となる公衆トイレや遊具等を移転するものですが、国との協議に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

白石8号棟外壁等改修事業は、2度の入札不調の影響により年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第10款教育費の成人のつどい事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度大竹市成人のつどいの開催を延期したため、繰り越したものでございます。

放課後児童クラブ支援員等処遇改善臨時特例事業は、令和3年度及び令和4年度の2カ年事業のため、事業の執行に伴い必要となる予算を繰り越したものでございます。

第11款災害復旧費の阿多田農道災害復旧事業は、予算化から事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

次に、5ページからの報告第2号継続費繰越しの報告について御説明申し上げます。

第8款土木費の大竹駅周辺整備事業は、平成30年度から令和5年度の6カ年の継続費を設定しておりますが、令和3年度の予算17億8,153万1,353円を令和4年度へ逡次繰り越したものでございます。

次に、17ページからの報告第5号大竹市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

まず、事業概要でございますが、令和3年度中に取得した用地はございません。

処分した用地につきましては、国道186号線事業の代替地を1,550万5,956円で処分いたしました。

続きまして、収益的収支につきまして御説明申し上げます。

収入総額は5,393万5,131円であり、支出総額は5,307万4,386円で、差し引き86万745円の純利益となっております。

なお、財務諸表につきましては決算書に記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第1号、報告第2号及び報告第5号の説明を終わります。

次に、30ページからの認第4号専決処分の承認を求めることについて、令和4年度大竹市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

大竹市議会議員に欠員が生じたことによる市議会議員補欠選挙を、6月19日実施予定の大竹市長選挙と同日に行うにあたり、早急に選挙事務に着手する必要性が生じたため、その予算措置が必要となりました。このため地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年4月8日付で専決処分いたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

専決した補正予算は、歳入歳出予算の総額に595万円を追加し、予算総額を151億8,278万2,000円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において公営選挙負担金338万8,000円のほか、消耗品費64万1,000円、印刷製本費67万8,000円等の事務費を計上し、歳入として財政調整基

金繰入金595万円を計上したものでございます。

以上で、認第4号の説明を終わります。

次に、37ページからの議案第31号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は3,498万9,000円を追加し、予算総額を152億1,777万1,000円にするものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により41ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、3,202万9,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、国のデジタル基盤改革支援補助金を財源として、マイナポータル上でマイナンバーカードを用いてのオンライン手続を可能とする体制整備に要する経費を1,100万7,000円、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、自治会活動に必要な備品整備費用として自治会に対する補助金を200万円、子育て世帯等臨時特別支援事業に関する国庫支出金の前年度精算金など、国庫補助金等返還金を1,001万6,000円、また、国の離島航路の補助事業における航路損益上の減価償却費の取り扱いが変更されたことに伴い、有限会社阿多田島汽船に対する離島航路補助金を900万6,000円計上するものでございます。

第3款民生費は、194万3,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、子ども・子育て支援国・県交付金を財源として、子育て支援センターに係る備品を購入するための費用を計上するものでございます。

第9款消防費は、101万7,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、消防団員の活動服を整備するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、40ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第14款国庫支出金は、679万8,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、デジタル基盤改革支援国庫補助金を550万3,000円、子ども・子育て支援交付金を129万5,000円計上するものでございます。

第15款県支出金は、482万6,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、離島航路県補助金を450万3,000円、子ども・子育て支援県交付金を32万3,000円計上するものでございます。

第18款繰入金は、このたびの補正予算について、財政調整基金繰入金による財源調整として、1,361万5,000円を計上するものでございます。

第20款諸収入は、975万円を増額するものでございます。内容といたしましては、令和2年度に阿多田島漁業用施設修築事業に対して交付した市の補助金の返還金を675万円、宝くじコミュニティ事業助成金を300万円計上するものでございます。

次に、43ページからの議案第32号令和4年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの予算の補正は、令和3年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対し

て不足することが明らかとなったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和4年度の歳入を繰り上げてこれに充てるため、歳入歳出の予算の総額に5億9,194万7,000円を追加し、予算総額を8億7,981万5,000円とするとともに、一時借入金の借入最高額に5億9,100万円を追加し、借入最高額を8億7,800万円とするものでございます。

続きまして、今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った令和3年度の決算状況を御説明申し上げます。

歳入総額は、2億1,778万1,672円となる見込みでございます。内容といたしましては、土地売払収入が約820万円、土地貸付収入が約2,380万円、一般会計繰入金約1億8,580万円でございます。歳出の総額は、8億972万8,597円となる見込みでございます。

内訳としましては、各造成地の維持管理経費が約140万円、公債費が約2億7,180万円。令和2年度決算における繰上充用金が約5億3,660万円でございます。

歳入から歳出を差し引きいたしますと5億9,194万6,925円が不足となる見込みであり、この金額を令和3年度の不足額として、令和4年度の歳入を繰り上げて充用するものでございます。

以上で、報告第1号、報告第2号及び報告第5号、認第4号、議案第31号及び議案第32号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本6件のうち、報告第1号、報告第2号及び報告第5号の3件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本件の討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第4号を採決いたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件を承認することに決しました。

議案第31号は総務文教委員会に、議案第32号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第10～日程第11〔一括上程〕**

**報告第 3号 予算繰越しの報告について（水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計）**

**報告第 4号 継続費繰越しの報告について（公共下水道事業会計）**

○議長（賀屋幸治） 日程第10、報告第3号予算繰越しの報告について（水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計）及び、日程第11、報告第4号継続費繰越しの報告について（公共下水道事業会計）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

○上下水道局長（古賀正則） 報告第3号及び報告第4号につきまして、一括して説明を申し上げます。

8ページからの報告第3号予算繰越しの報告について御説明申し上げます。

本件は、令和3年度大竹市水道事業会計、令和3年度大竹市工業用水道事業会計及び令和3年度大竹市公共下水道事業会計における建設改良費の予算の繰り越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告するものでございます。

初めに、水道事業会計の防鹿水源地上水1号取水ポンプ逆止弁・吐出弁更新事業でございますが、コロナ禍の影響により材料の納入が遅れたため、年度内の完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、御園一丁目・立戸三丁目地内配水管改良事業でございます。本事業は、現場の状況から複数工区に分割して施工しなければならなくなり、工期が想定よりも長く必要となったため年度内の完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、白石一丁目地内配水管改良事業でございます。本事業は、使用する水道材料について、日本水道協会から技術的基準に適應しない可能性があるため、一時的に使用を停止するよう通知があり、材料に問題がないことを確認できるまで工事を中断した結果、年度内の完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、港町一丁目地内配水管改良事業でございます。本事業は、岩国大竹道路整備事業に関連して移設する国道2号下り線歩道予定箇所へ配水管を布設する工事ですが、同一箇所内に先行して施工していた国土交通省発注の電線共同溝設置工事の完成が遅れたことにより、工事の発注が遅れたため、年度内の完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、岩国市・大竹市連絡管整備事業でございます。本事業は、先ほどの白石一丁目地内配水管改良事業と同様に、使用する水道材料について日本水道協会から、技術的基準に適應しない可能性があるため、一時的に使用停止するよう通知があり、材料に問題がないことを確認できるまで工事を中断した結果、年度内の完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、工業用水道事業会計の1期工水小方配水流量計更新事業でございます。本

事業は、設置する流量計の納入がコロナ禍の影響で遅れ、年度内の完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、公共下水道事業会計の新町雨水排水ポンプ場放流渠検討事業でございます。本事業は、関係機関との協議において、追加で図面を作成する必要が生じたため、年度内の完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、白石合流幹線管渠改築実施設計事業でございます。本事業は、設計対象施設の補強の必要性及び改築工法の検討に時間を要したため、年度内の完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、岩国大竹道路事業に伴う下水道管撤去移設実施設計事業でございます。本事業は、関係機関との協議・調整に時間を要したため、年度内の完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

最後に、大竹下水処理場共同処理整備基本詳細設計事業でございます。本事業は、基本設計業務における関係機関との協議に時間を要したため、年度内の完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、14ページからの報告第4号継続費繰越しの報告について御説明申し上げます。

本件は、令和3年度公共下水道事業会計における継続費の繰り越しについて、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により御報告するものでございます。

継続費として、複数年度にわたって実施することとしている大竹下水処理場エアタンク・ブロワー改築更新工事、小方排水区雨水函渠整備工事及び小島雨水排水ポンプ場電気機械設備改築更新工事の各事業について、令和3年度支出予定額のうち、支払い義務が生じなかったものにつきまして、それぞれ令和4年度に逡次繰り越しを行ったものでございます。

以上で、報告第3号及び報告第4号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 報告第6号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）

○議長（賀屋幸治） 日程第12、報告第6号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（山本茂広） 報告第6号専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、大竹市阿多田1485番2地内の猪子中道路で発生しました物損事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年4月20日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

事故による相手方の損害額は、24万9,920円です。市の過失が10割といたしまして、損害賠償額は同額24万9,920円で、その内容は解決金でございます。

債権者はお手元の資料の方であり、市に瑕疵があったため損害賠償の責任を負うものでございます。

次に、事故の概要について説明いたします。

令和4年3月16日午前7時30分頃、阿多田1485番2地内の猪子中道路を車が通行した際に、道路横断側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、左前輪タイヤ及びオイルパンを損傷したものでございます。

なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会から全額補填されるものでございます。また、事故の原因部につきましては、事故直後に修繕しております。

本件につきまして、本市の道路管理の瑕疵により事故が発生したものでございます。今後は事故の未然防止のため、パトロールの強化並びに管理の徹底を図り、万全を期す所存でございます。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 認 第 2号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長（賀屋幸治） 日程第13、認第2号専決処分の承認を求めることについて（大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（佐伯和規） 認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。議案書は21ページでございます。

公職選挙法施行令の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動経費の公費負担の限度額が引き上げられたことを踏まえ、大竹市議会議員及び大竹市長

の選挙における選挙運動用自動車の使用などに係る公費負担の限度額を引き上げるため、大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年5月2日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、まず、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担について、契約の相手方が一般乗用旅客自動車運送事業者、具体的にはタクシー、ハイヤー等の場合、その使用に対して支払う限度額を現行の日額3万5,860円から3万6,300円に引き上げるものでございます。

次に、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額でございますが、写真やデザイン等のポスターの基礎費を、現行の10万3,500円から10万5,400円に引き上げるものでございます。その他の経費につきましても、改正後の公職選挙法施行令に合わせ引き上げるものでございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日を定めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、認第2号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本件の討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第2号を採決いたします。

本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件を承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（賀屋幸治） 日程第14、認第3号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（中村一誠） 認第3号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

議案書の24ページをお開きください。

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、その一部が令和4年4月1日から施行されました。直ちに大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年3月31日付で専決処分をいたしました。同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正内容でございますが、市民税関係が1点、固定資産税関係が4点ございますので、順に説明させていただきます。

まず、市民税に関する改正点でございます。

法人の市民税に係る納税申告書等の添付書類の提出に際して、電子情報処理組織（e L T A X）を使用することを義務づけられた法人が行う提出方法の一部が見直されたものでございます。

次に、固定資産税に関する改正点でございます。

1点目といたしまして、商業地等の負担調整の特例措置により税額が増加する土地について、景気回復に万全を期すための激変緩和の観点から、令和4年度に限り前年度からの課税標準額の上昇を抑える規定を新設するものでございます。

2点目といたしまして、大規模な水災害による浸水拡大の抑制のため、令和7年3月31日までに、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全地域として、県知事の指定を受けた土地について課税標準の特例措置が創設されました。これに伴い、課税標準を参酌基準どおり、価格の4分の3とする規定を新設するものでございます。

3点目といたしまして、公共用水域の水質保全等のため設置された公害防止用設備に係る下水道除害施設の課税標準の特例につきまして、その対象施設を限定し、課税標準を参酌基準どおり価格の5分の4に見直した上で、適用期間を2年延長いたしまして、令和6年3月31日までとするものでございます。

4点目といたしまして、より良質な省エネ改修を支援する観点から、一定の省エネ改修工事を行った住宅等に対する税の減額についてその対象を見直した上で、適用期間を2年延長し、令和6年3月31日とするものでございます。

その他法律改正に伴う条例の引用条項のずれによる整備及び字句の修正を行っています。

また、都市計画税条例についても、市税条例と同様、商業地等の負担調整の特例措置に係る改正及び課税標準の特例に係る改正並びに法律改正に伴う条例の引用条項のずれによる整備及び字句の修正を行っております。

最後に、附則でございます。施行期日は令和4年4月1日とし、固定資産税及び都市計画税に関する経過措置を規定しております。

以上で、認第3号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本件の討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第3号を採決いたします。

本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件を承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第15 令和4年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての 請願

○議長（賀屋幸治） 日程第15、令和4年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略いたします。

ただいま議題となっております令和4年請願第1号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、5月24日から5月30日までの7日間、休会いたしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、5月24日から5月30日までの7日間、休会することに決しました。  
お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

5月24日は午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、また、5月31日の本会議終了後に総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員協議会を、また、6月1日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会をそれぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

5月31日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

14時00分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年5月23日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 小中 真樹雄

大竹市議会議員 中川 智之